

目 次

第V部 優先権

第1章 パリ条約による優先権

1. 概要	1 -
2. パリ条約による優先権の主張の要件及び効果	1 -
2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者	1 -
2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願ができる期間	1 -
2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願	1 -
2.3.1 正規の国内出願であること	2 -
2.3.2 最初の出願であること	2 -
2.4 パリ条約による優先権の主張の効果	2 -
3. パリ条約による優先権の主張の効果についての判断	3 -
3.1 基本的な考え方	3 -
3.1.1 パリ条約による優先権の主張の効果についての判断が必要な場合	3 -
3.1.2 判断の対象	3 -
3.1.3 第一国出願の出願書類の全体に記載した事項との対比及び判断	3 -
3.2 部分優先又は複合優先	6 -
3.2.1 部分優先の取扱い(日本出願の一部の請求項又は選択肢に係る発明が第一国出願に記載されている場合の取扱い)	6 -
3.2.2 複合優先の取扱い(日本出願が二以上の第一国出願に基づくパリ条約による優先権の主張を伴っている場合の取扱い)	7 -
3.3 パリ条約による優先権の主張の基礎となる出願が優先権の主張を伴う場合の取扱い	9 -
4. パリ条約による優先権の主張の効果についての判断に係る審査の進め方	10 -
5. 各種出願についての取扱い	10 -
5.1 パリ条約による優先権の主張を伴う出願の分割又は変更	10 -
5.2 第43条の3に規定された、パリ条約の例による優先権	10 -
5.3 特許協力条約に基づく国際出願と優先権	11 -
5.4 各種出願に基づくパリ条約による優先権の主張の取扱い	11 -
5.4.1 第一国における分割出願又は変更出願に基づくパリ条約による優先権の主張の取扱い	11 -

5.4.2 米国における一部継続出願に基づくパリ条約による優先権 の主張の取扱い	12
5.4.3 仮出願に基づくパリ条約による優先権の主張の取扱い	12

第2章 国内優先権

1. 概要	1
2. 国内優先権の主張の要件及び効果	1
2.1 国内優先権を主張することができる者	1
2.2 国内優先権の主張を伴う後の出願ができる期間	1
2.3 国内優先権の主張の基礎とすることができる先の出願	2
2.4 国内優先権の主張の効果	2
3. 国内優先権の主張の効果についての判断	3
3.1 基本的な考え方	3
3.1.1 国内優先権の主張の効果についての判断が必要な場合	3
3.1.2 判断の対象	3
3.1.3 先の出願の当初明細書等に記載した事項との対比及び判断	3
3.2 部分優先又は複合優先	4
3.3 国内優先権の主張の基礎とされる先の出願が優先権の主張を伴 う場合の取扱い	4
4. 国内優先権の主張の効果についての判断に係る審査の進め方	5
5. 留意事項	5
5.1 国内優先権の主張を伴う出願の分割又は変更	5
5.2 国内優先権の主張の基礎とされた出願の取下げ	5

<関連規定>